技能検定関係事業所・団体　ご担当者様へ

特級･1級･単一等級技能士対象

フォローアップ講習を開催しませんか？

フォローアップ講習とは…

評価対象能力の変化の大きな職種・作業の技能検定合格者に対し、近年の技術革新等を踏まえた技能の維持、向上を図るために実施するものです。

詳細は裏面☞

フォローアップ講習を利用するメリット

- **開催に係る会場費、講師料、材料費等の経費を当協会で負担します！**
  ※上限あり。予算額に達し次第終了となります。
- **講習職種・内容は京都府の実情に応じて設定できます！**

おもな流れ

1. **実施計画の策定**　…会場・講習内容・講師の選定など
↓
2. **受講者の募集**　…５人～30 人程度（人数は応相談）
↓
3. **講習の実施**
↓
4. **実施報告**

受講者名簿・アンケート・配布資料・写真を請求書と併せて提出

開催実績

「機械加工」：旋盤作業における技能検定の現状及び技能伝承について
「フラワー装飾」：フラワー装飾士の技術確認及び技術指導について
「冷凍空気調和機器施工」：冷媒配管工事における「銅管接ぎ部隙間へのロウ付け作業」
「写真」：最新のデジタル写真技術知識の向上
「塗装」：特殊ローラーによる吹付け模様の再現、多孔質ローラーブラシ塗 パターン２種

<フォローアップ講習に関するお問合せ>

京都府職業能力開発協会　技能検定課

TEL:075-642-5075　E-mail: kentei@kyo-noukai.com

特級、１級及び単一等級技能士フォローアップ講習実施団体の募集について

フォローアップ講習は、評価対象能力の変化の大きな職種・作業の特級・1級・単一等級の技能検定合格者に対し、近年の技術革新等を踏まえた技能の維持、向上を図るために実施するものです。

１フォローアップ講習応募要領

(1)令和７年１月末日までに実施計画を提出のうえ、同年２月末日までに講習を実施し３月６日（木）までに報告書等を提出できること。

(2)技能検定の実施職種のうち設置されてから３０年以上経過した職種であること。

(3)講習対象者は、府内に在住又は就業している特級、１級及び単一等級技能士とし、おおむね５～３０人規模で実施できること。

(4)講習の講師は、学識経験者等、当該分野に精通している者であること。

(5)次の項目について適切に実施できること。

①会場、設備、機械等の確保及び設営
②講習に要する資材等の調達
③講師の選任
④受講通知等の送付及び受講者の募集
⑤講習に要する役務の提供
⑥アンケート等の実施

２フォローアップ講習の申込方法等

(1)技能検定フォローアップ講習実施計画書に必要事項をご記入の上、当協会へ直接お申し込みください。

(2)実施計画の内容が適切であると認められた場合は、フォローアップ講習の実施（認定）について連絡をいたします。

(3)フォローアップ講習の実施後は、速やかに次の書類をご提出ください。

①技能検定フォローアップ講習実施報告書
②受講者名簿
③フォローアップ講習アンケート
④講習配布資料、講習実施状況の写真

開催に係る会場費、講師料、材料費等の経費は協会で負担します。（上限あり。予算額に達し次第終了となります。）

講習内容は任意に設定可能です。

詳細はお問い合わせください。

＜問合せ先＞
京都府職業能力開発協会　技能検定課
〒612-8416
京都市伏見区竹田流池町121-3
京都府立京都高等技術専門校2階
E-mail: kentei@kyo-noukai.com
TEL：075-642-5075　FAX：075-642-5085